

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。
(令和2年10月9日時点)

○新型コロナウイルスに関する融資・労務相談会のご案内

小田原箱根商工会議所では、新型コロナウイルスに関する融資・労務に関する相談ができる経営相談会を下記の通り開催しますので、ぜひご利用ください。

- 日 時 令和2年11月17日(火) 10:00~16:00 (小田原)
11月18日(水) 10:00~16:00 (箱根)
- 場 所 小田原…小田原箱根商工会議所 第1会議室 (城内1-21)
箱 根…小田原箱根商工会議所 箱根支部 会議室 (箱根町湯本211-1)
- 内 容 個別相談 (各相談1社60分程度)
- 相談種類 融資相談 (日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、商工会議所)
労務相談 (社会保険労務士) 経営相談 (商工会議所)
- ・相談料 無料
- ・申し込み お電話にて予約をお願いします。(完全予約制)
(小田原箱根商工会議所: 0465-23-1811)

※同日持続化補助金の個別相談会(要予約)も実施されますので、併せてご利用ください。

○持続化給付金、家賃支援給付金(申請は令和3年1月15日迄です) 未申請の事業所の方へ

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金(上限法人200万円、個人事業者100万)は既に多くの事業者の方が利用しておりますが、今回、①事業所にパソコンが無い②ネット申請ができない③給付金要件に当てはまらなく、今後申請を予定している、事業所の方は一度、当所にご相談ください。

1時間単位の予約制で当所にて申請等ご対応させていただきます。

併せて、家賃支援給付金については、家賃契約の様々なパターン、添付書類の多さなどから、こちらは1時間単位の予約制で事前書類チェックについて当所にてご対応させていただきます。

予約及びお問い合わせは小田原箱根商工会議所経営支援グループ迄。

(双方ともメール受信環境が必要となるため問い合わせの際に確認させていただきます)

■神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止、ITサービス導入又は生産設備等導入に取り組む費用の一部を補助。

○対象者 県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

【登録は<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>】

○補助対象事業等

(1)非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業(補助上限100万円 補助率3/4)

【公募期間は令和2年12月4日(金曜日)まで】

(2)ITサービス導入事業(補助上限100万円 補助率3/4)

【公募期間は令和2年10月30日(金曜日)まで】

(3)生産設備等導入事業(補助上限200万円 補助率3/4)

【公募期間は令和2年10月30日(金曜日)まで】

※詳細は、「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のHPをご覧ください。

※問合せ 神奈川県感染症対策補助金班(電話:070-1187-0382、070-1187-1304、070-1187-0464他)

(注) (2)ITサービス導入事業、(3)生産設備等導入事業の締切は今月末ですので、お早めにご相談ください。

【問合せ】 小田原箱根商工会議所経営支援グループ TEL0465(23)1811

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。